

看護教員養成講習会の 実施状況について

過去5年間(平成16～20年)に教員養成講習会を実施した
22都道府県+看護研修研究センター …1～14ページ

過去5年間(平成16～20年)に教員養成講習会を実施していない25県 …15ページ

厚生労働省医政局看護課
2009年7月13日

看護教員養成講習会の定員・応募者・受講者数・倍率・定員充足率

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
北海道	定員	50	50	50	50	50
	応募者(倍率)	41(1)	36(1)	39(1)	37(1)	48(1)
	受講者数(定員充足率)	41(82)	36(72)	39(78)	37(74)	48(96)
宮城	定員				30	
	応募者(倍率)				34(1)	
	受講者数(定員充足率)				34(113)	
福島	定員	40				
	応募者(倍率)	39(1)				
	受講者数(定員充足率)	39(98)				
茨城	定員			30		
	応募者(倍率)			48(1.4)		
	受講者数(定員充足率)			35(117)		
群馬	定員	30			30	30
	応募者(倍率)	51(1.5)			52(1.7)	44(1.4)
	受講者数(定員充足率)	33(110)			30(100)	31(103)
埼玉	定員	45				
	応募者(倍率)	77(2)				
	受講者数(定員充足率)	38(84)				
千葉	定員		30			
	応募者(倍率)		36(1.1)			
	受講者数(定員充足率)		32(107)			
東京	定員	50	45	45	45	45
	応募者(倍率)	77(1.9)	40(1.4)	51(1.3)	38(1.5)	48(1.3)
	受講者数(定員充足率)	40(80)	28(62)	39(87)	26(58)	38(84)
神奈川	定員	40	40	40	40	40
	応募者(倍率)	60(1.4)	65(1.9)	60(1.5)	60(1.5)	55(1.4)
	受講者数(定員充足率)	41(103)	35(88)	40(100)	40(100)	39(98)
長野	定員					30
	応募者(倍率)					29(1)
	受講者数(定員充足率)					29(97)
岐阜	定員		35		35	
	応募者(倍率)		35(1)		33(1)	
	受講者数(定員充足率)		35(100)		33(94)	
静岡	定員		45		30	
	応募者(倍率)		45(1)		32(1.1)	
	受講者数(定員充足率)		44(98)		30(100)	
愛知	定員	30	30	30	35	35
	応募者(倍率)	54(1.7)	47(1.4)	58(1.6)	39(1.1)	41(1.2)
	受講者数(定員充足率)	32(107)	34(113)	36(120)	36(103)	35(100)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
三重	定員				30	
	応募者(倍率)				25(1)	
	受講者数(定員充足率)				24(80)	
滋賀	定員		45			
	応募者(倍率)		45(1)			
	受講者数(定員充足率)		45(100)			
京都	定員				45	
	応募者(倍率)				35(1)	
	受講者数(定員充足率)				35(78)	
大阪	定員	70	70	70	70	80
	応募者(倍率)	64(1)	63(1.1)	64(1)	69(1)	82(1.1)
	受講者数(定員充足率)	63(90)	56(80)	64(91)	67(96)	78(98)
兵庫	定員	50		35		35
	応募者(倍率)	47(1)		35(1)		35(1)
	受講者数(定員充足率)	47(94)		35(100)		35(100)
広島	定員	35		35		35
	応募者(倍率)	49(1.3)		34(1)		27(1)
	受講者数(定員充足率)	37(106)		34(97)		27(77)
山口	定員			30		30
	応募者(倍率)			30(1)		20(1)
	受講者数(定員充足率)			30(100)		20(67)
福岡	定員	45	45	45	45	45
	応募者(倍率)	45(1)	45(1)	45(1)	45(1)	45(1)
	受講者数	45(100)	45(100)	45(100)	44(98)	45(100)
大分	定員				34	34
	応募者(倍率)				34(1)	33(1)
	受講者数(定員充足率)				34(100)	33(97)
計	開催都道府県数	11	10	10	13	12
	総定員	440	435	410	519	489
	応募者総数	527	457	464	533	507
	受講者総数(定員充足率)	419(96)	390(91)	397(99)	470(91)	458(92)
看護研修研究 センター ^{注1)}	定員 ^{注2)}	105	105	120	120	120
	応募者(倍率)	195(1.8)	177(1.6)	182(1.6)	194(1.7)	160(1.5)
	受講者数	107(102)	112(107)	116(97)	117(98)	105(88)

注1)保健師養成所教員専攻は除く

注2)平成18年より看護師養成所教員の定員が増員となっている

直近の開催年度における看護教員養成講習会の実施体制について

	開催期間 (ヶ月)	受講者数 (名)	教育担当者		合計 (名)	講師数 注1)	業務委託先	受講者の 費用負担額 (円)	県外受講者の 設定額(円)
			教育担当者 (名)	事務担当者 (名)					
北海道	8	50	1	1	2	85	なし	70,000	設定なし
宮城	8	30	1	1	2	87	なし	76,558	106,003
福島	8	40	1	2	3	81	なし	130,000	200,000
茨城	10	30	1	兼務1	1.0	95	茨城県看護協会	100,000	120,000
群馬	11	31	1	兼務1	1	91	なし	150,000	170,000
埼玉	12	45	1	1	2	84	埼玉県立大学	140,000	160,000
千葉	10	30	1	1	2	207	なし	0	0
東京	12	45	1	1	2	69	平成19年より東京都看護協会(平成19年までは現首都大学東京に委託)	256,000	設定なし
神奈川	12	39	4	1	5	205	なし	371,848	66,900
長野	10	30	1	1	2	65	長野県看護協会	150,000	170,000
岐阜	8	35	1	1	2	76	岐阜県看護協会	17000~20000	17000~20000
静岡	8	30	1	1	2	73	静岡県医師会	180,000	設定なし
愛知	12	35	2	1	3	84	なし	180,000	設定なし
三重	8	30	3	2	5	78	三重県看護協会	180,000	180,000
滋賀	8	45	1	1	2	78	滋賀県看護協会	100,000	150,000
京都	8	35	1	1	2	81	京都府看護協会	100,000	150000 (京都・滋賀以外)
大阪	8	80	1	1	2	81	大阪府看護協会	100,000	設定なし
兵庫	8	35	1	0	1	79	なし	135,000	135,000
広島	8	35	1	1	2	71	公立学校法人県立広島大学(平成18年度までは、広島県看護協会)	150,000	200,000
山口		30	1	1	2	48	山口県看護協会	100,000	150,000
福岡	8	45	兼務1	1	1	61	なし	150,000	設定なし
大分	8	34	1	2	3	52	なし	150,000	設定なし
看護研修研究センター	12	104 ^{注2)}	9	5(兼務1)	13	123	なし	0	

注1)「平成16~20年看護教員養成講習会実績報告書」より(一部実数含む):講師は教育担当者と兼ねている都道府県もある

注2)看護師養成所教員専攻と助産師養成所教員専攻の合計

○=3つ全て実施
 △=3つの内2つを選択して実施
 □=3つの内1つを選択して実施

看護教育実習内容について

	指導時間						指導頻度	その他	指導方法	その他
	講義	時間	学内演習指導	時間	臨地実習指導	時間				
北海道	○		○		○				面接指導	
宮城	△	90	△		△		定期的		面接指導	メール・FAX
福島	○		○		○		毎日	講義は必ず実施、学内演習及び臨地実習指導は見学実習	面接指導	
茨城	○	30	○	30	○	30	不定期	講義は授業指導案を作成し講義の見学実施後授業の実施している。実習は週案を作成し実習指導を実施している。	面接指導	
群馬	□		□		□	45	定期的		面接指導	
埼玉	○	18	○	12	○	60	不定期		電話等による指導	
千葉	△	40	—		△	40	毎日	基本的には、授業指導案を作成して講義を実施、日案週案を作成して実習指導を実施させてもらっている。実習先の状況によっては学内演習も体験できる。	面接指導	電話・実習日誌などの紙面で
東京	△	90-100	—		△	24	その他	○教育担当者及び教育実習担当講師は、最低でもオリエンテーションの時期・模擬講義または本講義・反省会には出席し、指導を行っている。 ○実習先の指導教員は毎日指導している	面接指導	メール・FAX・電話
神奈川	△	2	—		△	36	毎日		面接指導	
長野							定期的	原則は見学だが、各養成所に任せている	面接指導	
岐阜	△		—		△		毎日		面接指導	
静岡	○		○		○		定期的		面接指導	
愛知	△		△		○		毎日	実習校の担当教員により、講義・学内演習指導のいずれかを選択してもらい実施、臨地実習指導は必ず実施している	面接指導	
三重	○		○		○		毎日	計120時間	面接指導	
滋賀	□		□		□		不定期		面接指導	

	指導時間						指導頻度	指導方法	指導方法		
	講義	時間	学内演習指導	時間	臨地実習指導	時間			その他	その他	
京都	△		△		△		その他	教育実習校の指導教員による	面接指導		
大阪	△		△		—		定期的		面接指導	メール・FAX・電話	
兵庫	△		△		△		その他	実習中は実習校の専任教員が指導している。講習会専任教員(教育担当者)はオリエンテーションや実習まとめを運営している。	面接指導		
広島	○		○		○		不定期		その他	実習施設の指導者による指導	
山口	△		△		△		不定期		面接指導		
福岡	○		○		○		その他	実習中は実習校の専任教員が指導している。講習会専任教員(教育担当者)はオリエンテーションや実習まとめを運営している。	面接指導	○実習施設の指導者による指導 ○講習会専任教員は必要時実習校に出向いて指導	
大分							毎日	授業案の作成・模擬授業・学生を対象にした授業・臨地実習への同行			
看護研修センター	△	概ね(48)	△	概ね(48)再掲	○	42	その他	実習校に講義または学内演習指導のいずれかを選択してもらい、各研修生が実施するが、学内演習指導を担当する研修生は非常に少ない。臨地実習指導は毎日指導計画を立案して指導を行う。また、カンファレンステーマを設定してカンファレンスの指導を行う。	面接指導	○センター教官:事前指導を行い、できる限り、授業、カンファレンス指導場面を参観し、振り返りと事後指導を行うことができるように指導の日程を組む ○教育実習受け入れ校の指導担当教員:授業に関しては不定期(ほぼ毎日)に、臨地実習指導に関しては毎日指導する	電話、メールでの指導もあり

開催都道府県が独自に設定できる「その他」60時間に含まれる教育内容について

	「その他」の授業内容	左記の授業内容を選択した理由
北海道	①社会保障論 ②文化人類学 ③特別講義:道内の看護の動向、医療安全教育の実際、在宅看護の実際から看護基礎教育への期待、新人教育の実際と基礎看護教育に期待すること	看護教員としての自己啓発を促すため
宮城	①討議法 ②保健医療福祉論 ③看護におけるコーチング ④看護と倫理 ⑤脳科学と教育 ⑥体育 ⑦特別講義	①グループダイナミクス理論を踏まえ討議の基本を学び、集団における学生の気持ちを引き出す技法を学ぶため ②社会保障制度や医療、保健、福祉の動向と連携について理解を深めるため ③コーチングの基礎理論や方法を学び、相手の自発的な行動促進についての理解を深めるため ④看護職としての倫理的態度のあり方について学ぶため
福島	①国際看護 ②災害看護 ③生命倫理 ④カウンセリング技法 ⑤グループワーク ⑥指定規則の遵守 ⑦これからの看護教育 ⑧保健医療論	看護基礎教育において充実強化すべき内容や看護教員として資質の向上を図るために必要な授業内容として設定
茨城	①情報処理論 ②看護倫理学 ③家族看護学 ④カウンセリング等 ⑤災害看護	専任教員としての実務に必要な知識及び技術と考えた
群馬	①看護管理 ②カリキュラム改正の取り組み ③看護基礎教育から臨床における新人教育	①看護の質の向上を図るため看護サービスの管理の現状と課題を理解し、看護基礎教育の役割を認識するため ②看護教育内容をより豊かにするため ③看護教育内容をより豊かにするため
埼玉	①人間関係論 ②家族看護論 ③社会福祉論 ④生命倫理 ⑤看護の動向	①看護・看護教育の基本となる人間関係の本質を学び、看護・看護教育の基礎とするため ②社会状況の変化に伴い、患者のみならず家族に対しても具体的な看護介入が必要な場面が多くなっており、家族看護に関する基礎理論と方法について理解を深めるため ③老人・児童・傷患者をめぐる社会福祉サービスの動向や課題を学ぶことにより、看護職が社会福祉にどう関わることが必要かを考える機会とするため ④医学・医療技術の進展により、人間の生と死が他者に操作されている現状を理解し、看護職として、人間の生命の尊厳を考え直す機会とするため ⑤看護を取り巻く社会状況と社会が看護に求めることとの関係を理解し、看護を实践する上で関わる法規を理解し、社会情勢に目を向けることの大切さを考えられるようにするため
千葉	①チーム発想法 ②情報科学 ③人間関係論 ④青年心理 ⑤女性学	情報化に対応し、教員、学生、関係者との人間関係をスムーズに取れる人材の育成を目指すため
東京	①看護管理学概論 ②看護の統合と実践(医療安全・災害看護・国際看護) ③倫理学(生命倫理学・看護倫理学) ④人間関係論	①看護教育の現場において、リーダー及びマネジメントを担う基礎知識を養うため ②改正カリキュラムに伴う授業内容変更等に対応するため ③看護教育に携わる上で、倫理観の構築は必要不可欠であるため ④看護教育を行う上で、重要なスキルであるため

	「その他」の授業内容	左記の授業内容を選択した理由
神奈川	①ヒューマンサービス論 ②人間関係論	①本大学の理念であるヒューマンサービスを学ぶため ②看護を行うものとして自分を知ること、他者とかかわるということも必要な学習であるため
長野	記載なし	記載なし
岐阜	①討議法 ②集団指導 ③特別講義	新カリキュラム内容を理解できるよう沿った内容を組み入れた。演習形式で進めるものも多いため円滑な演習を進められるように討議法や集団指導を設定
静岡	①看護行政の動向 ②マナーの哲学 ③生と死 ④アニマルセラピーと看護	看護教育をより豊かにするための最新情報を得る
愛知	①看護管理 ②特別講義	看護教員にも管理的能力が必要であると考えた。また、カリキュラムの主たる教育内容の理解を深められるように設定している
三重	①看護の展望 ②国際社会における看護活動	カリキュラム改正を念頭に置き、国際的、全国的な看護の動向を受講者が理解するため
滋賀	①情報科学 ②情報処理の実際 ③医療における個人情報管理 ④保健医療福祉の動向 ⑤看護の動向 ⑥リスクマネジメント ⑦看護と法律 ⑧特別講演	「自らの教育者としての能力に責任を持ち、常に変化、発展する医療及び教育に対応すべく自己研鑽能力を持つ」という育てたい教員像の目標達成のための科目を検討し上記のような科目を設定した。
京都	①保健・医療福祉の動向 ②看護の動向 ③看護管理 ④医療安全 ⑤看護と法律 ⑥災害看護 ⑦国際看護 ⑧アドボカシーと看護	これからの看護のあり方と課題を学び、看護教育に活かすことを目的とする
大阪	①看護管理 ②クリニカルパス ③看護の動向 ④保健医療福祉の動向 ⑤人権研修 ⑥看護倫理 ⑦医療経済と診療報酬 ⑧リーダーシップ ⑨組織論 ⑩災害看護 ⑪医療安全 ⑫感染予防とリスクマネジメント ⑬文献検索の実際 ⑭看護の日参加	看護の動向に応じた内容を選出している
兵庫	①カウンセリング ②保健医療施策の動向 ③看護と政策 ④看護管理 ⑤実習調整について ⑥災害看護と国際看護 ⑦医療安全教育 ⑧看護の動向 ⑨エビデンスを中心とした看護の専門性	学生気質を理解し、カウンセリングの基礎を学ぶため 県の保健医療行政の理解のため 看護及び看護教育の動向をふまえ、看護教育や専任教員に必要な最新の情報、トピックス的な内容を取り入れるため
広島	①カウンセリング ②社会心理学 ③健康政策論 ④討議法 ⑤医療人類学	看護教育活動に役立つ知識について幅広く学習するため
山口	①社会福祉 ②医療看護の動向 ③カリキュラム改正 ④看護管理 ⑤医療安全他	関連科目として、社会福祉、介護保険等を入れ、特別講義として社会情勢上、必要と考えられる内容を加える

	「その他」の授業内容	左記の授業内容を選択した理由
福岡	①国際看護 ②医療経済学 ③医療安全 ④社会福祉 ⑤討議方法 ⑥人間関係づくり⑦グループワークの進め方 ⑧看護行政の動向⑧実習指導に原理と方法	専門科目を補う科目を追加し、看護を取り巻く社会情勢や動向を視野に入れた内容とした。
大分	①討議方法 ②社会福祉 ③カウンセリング ④医療倫理 ⑤コーチング ⑥特別講義「看護職の自律をめざして」 ⑦看護行政の動向	幅広い知識の導入のため
看護研修 研究センター	①情報学 ②健康政策論 ③民俗学 ④身体論 ⑤医療経済学 ③～⑤のうち2科目選択 (いずれも15時間、合計4科目で60時間。)	①拡大する情報の概念を理解し、情報が社会、経済、文化さらには人間の教育や生き方にまで影響を及ぼすことなど、看護学と情報との関係を理解する ②保健医療福祉制度に関して、その動向や政策上の根幹となる問題およびそれらに対する政策決定のプロセスを理解する ③日本人の生活様式や行動特性を学び、人間理解を深める ④自己理解や他者理解の基礎として、人間の身体の動きが示す意味を深く理解する ⑤人の生活における経済的側面のメカニズムや相互関係の法則性を学び、医療・看護を経済的な視点から考える

実施要領に規定する「900時間」を超えて行われている授業内容について

	「900時間を超えた」授業内容	左記の授業内容を選択した理由
北海道	①特別講義 ②研究方法や教育実習等のオリエンテーション・準備 ③レクリエーション	看護教員としての自己啓発を促し、また演習・実習を円滑に進めていくため
宮城	開・閉会式・オリエンテーション(12時間)	
茨城	開講式・閉講式・オリエンテーション・特別講義(15時間)	看護教育及び看護教員のあり方について思考を深めるため
群馬	教育方法を含む論理的思考や人間関係論	看護教育の基礎を重視することにより専門分野の完成度を高めるため
埼玉	特別講義(トピックス)	教育内容をより豊かにするための内容
千葉	①看護管理(15時間) ②女性学(3時間)	看護の質の向上を目指す組織のあり方を学び、また、教員としての豊かな人間性を育てる目的で授業を設定
東京	看護教育実習	看護教育実習は3週間で講義と臨地実習指導を実施しているが、事前訪問や打ち合わせ、教育実習終了後のまとめ等を含めて120時間とした
神奈川	①看護技術論 ②看護教育研究計画 ③看護教育研究演習	①看護の専門性を追求していくうえで看護技術についての考え方を学び、今後の看護教育や看護の実践にいかすことができるため ②看護教育と実践するうえで研究活動は不可欠であり、また学生や現任者に指導していくためにも必要であるため
岐阜	①行事(オリエンテーション) ②研修時間	定められた時間内では演習のまとめ等に十分な検討ができないため研修時間を設けている
愛知	①看護管理 ②看護学教育課程演習	①看護教員にも管理的能力が必要であると考え設定している ②三年課程のカリキュラム全体を編成するには定められた時間では不足なため、60時間とした
滋賀	特別講演「身につけよう医療安全」	
大阪	①基礎分野 ②看護教育課程 ③その他	①情報科学で実習を実施していたため ②演習に向けて各専門分野での授業を取り入れているため ③最新の医療・看護分野の学習のため

	「900時間を超えた」授業内容	左記の授業内容を選択した理由
兵庫	①特別講義 ②開講式・閉講式	看護教育に求められる情報や新カリキュラムに対応した教育内容を導入する必要があるため
山口	①看護論 ②看護教育課程 ③看護教育演習 ④研究	慣れない時期に自己学習を入れ、体慣らしとして演習準備を行うために初期に始まる演習時間を増やすことにより、受講生の時間外演習の負担を減らすとともに外部講師の日程変更に対応するため
福岡	①基礎分野(6時間) ②教育分野(15時間)、 ③専門分野(3時間) ④その他(18時間)	関連分野については、カリキュラム改正に伴う各分野の充実を図るため
大分	発達心理学・特別講義	教育の対象である青年期の心理的発達過程の特徴を理解することや、看護及び看護教育の潮流を学ぶことが、看護教員としての質の向上につながるため
看護研修 研究センター	①研究方法(15時間) ②特別講義(15時間)	①授業、演習、実習などの指導を行うにあたって、最新の研究知見を活用して教育内容を設定する能力を養うために、研究論文のクリティークを行う時間を確保する。 ②保健医療福祉、教育および人間理解の基礎となる諸分野の碩学の講義を通して、看護基礎教育のあり方を考える力を涵養する。

* 900時間を超えていない県は掲載していない

修了認定の設定について

	修了認定の基準 (出席日数以外に基準を設定している場合)
北海道	①講習会全体の欠席時間が1割を超えないこと ②各授業科目の欠席時間が1/3を超えないこと
宮城	以下のすべての要件を満たした者 ①出席時間数が全授業時間数の90%以上であること ②各授業科目の出席時間数が3分の2以上であること ③受講生としての行動が良好であること
福島	各科目時間の3分の2以上の出席、受講状況において著しく到達目標に達しない場合は修了を認定をしないことがある
茨城	下記の全てに該当する者について修了を決定する ①全講習会日数のうち欠席日数が20日以内であること ②各授業科目のうち2/3以上出席していること ③レポート等を期日までに提出し内容が十分と認められること
群馬	各授業科目の2/3以上出席していること
埼玉	①講習会日数のうち欠席日数が20日以内であること ②各講習科目の3分の2以上出席していること ③各演習の参加度が高く、レポートを期日までに提出し、内容が充分と認められること ④専門領域別演習において模擬授業を実施すること
千葉	設定していない
東京	①出席日数が全授業日数の4分の3以上であること ②授業科目の評価が合格点に達していること ③科目の出席時間数が正規の授業時間数の3分の2以上であること ④評価科目(看護論演習、看護教育課程概論、看護教育課程演習、看護教育方法論概論、看護教育教授方法演習、臨地実習指導方法演習、看護教育評価、看護教育実習)については、担当講師が行う試験、レポートなどが合格基準に達していること ⑤その他の科目は担当講師の裁量による
神奈川	設定していない
長野	全講習会日数のうち欠席日数が20日以内
岐阜	設定していない

	修了認定の基準 (出席日数以外に基準を設定している場合)
静岡	「授業科目評価がB以上であること」授業科目の評価は (1)出席時間数が授業時間の5分の4以上であること。 (2)各授業科目の評価については、授業科目ごとの記載とする。 成績評価基準 A・・・十分目標は達成されている。 B・・・目標は達成されている。 C・・・目標が達成されていない。(不合格であるので、合格基準に達するため再評価を受ける。)
愛知	①各科目の出席時間数が5分の4以上であること ②評価科目(12科目)については、担当講師が行う試験、レポートなどが合格基準に達していること
三重	設定していない
滋賀	設定していない
京都	原則として全科目の規定時間の履修が条件であるが加えて以下に該当する場合修了証書を交付しない ①理由のいかんにかかわらず10日以上欠席した者 ②欠席時間が講義、演習については各科目毎の時間数の3分の1以上、実習は5分の1以上欠席の者 ③受講生として行動等が適切でないと認められた者
大阪	①出席日数が講習期間内に全授業日数の90%以上であること ②各授業科目の出席時間が3分の2以上であること ③受講中に離職しないこと ④「看護論演習」「看護教育課程等演習」の評価がC以上であること)
兵庫	924時間中 900時間の出席を原則とする(欠席時間分は、担当講師の指示したレポート提出)
広島	設定していない
山口	レポート提出
福岡	①出席日数が全授業日数の90%以上であること ②看護論文、教育方法演習および教育実習について担当講師による点数評価
大分	受講態度・課題提出状況
看護研修研究センター	センター教官が担当する科目は認定試験を行う。教育実習はセンターが作成した評価表を使用して教育実習受入れ校において実際に研修生の授業や実習指導を担当した教員、および指導責任者が評価を行う。

教員養成講習会開催に関する方針等について

○県外受講者の受け入れに対する方針

方針	都道府県名
県外希望者を受け入れることは可能だが、県内者が優先である	北海道、埼玉県、千葉県、東京都、長野県、岐阜県、静岡県、京都府、大阪府、大分県
県内者だけでは受講希望者が定員を下回るので、県外からの受講希望者は受け入れている	宮城県、福島県、茨城県、三重県、滋賀県、兵庫県、広島県、山口県、福岡県
県内者からの受講希望者が多いので、基本的に受け入れていないが、ゆとりがあれば県外希望者を受け入れることは可能	愛知県
その他	神奈川県(募集要項を県内外へ送付)

○看護教員養成講習会を実施する際の工夫

工夫内容	
県外受講者を見込んで定員数を決定	6都道府県
その他 ○国庫補助制度活用のため30人以上で実施 ○県内関係施設に需要調査を実施 ○東海北陸ブロックとは受講の有無等を早めに情報交換 ○受講者確保のため5年ごとに開催 ○近県の開催を参考とし、事前に県内養成所へ受講希望者数を調査	5都道府県
近県と持ち回り制で開催	2都道府県
特になし	8都道府県
未記入	1都道府県

看護教員養成講習会実施における課題及び要望について

課題	回答数
受講者の確保	11
講師の確保	10
都道府県の財源(予算)確保	7
講習会(教育・事務)担当者の確保	4
実施委託先の確保	4
教室等の確保	3
実習施設の確保	2
講習会への長期派遣が困難(養成所)	2
開催時期や場所等の問題による未受講者の発生	2
バランスのよいカリキュラムの作成	1
2年課程、准看護師課程の受講生が多く演習等の運営に講師が苦慮	1
受講者への支援の増大(学業・メンタル・生活指導)	1
講習内容(カリキュラム・実施評価等)が開催県による差が認められる	1
看護学生の看護実践力を育成できる看護教員養成プログラムの作成が必要である	1
現在も養成所が増えており、講習会の継続が必要である	1

要望	回答数
統一された基準で各地方厚生局による毎年の実施	4
経費(報償費及び旅費以外の経費、準備にかかる費用、会場使用料等の当然必要な経費)に対する補助	3
評価のガイドラインが必要	1

* 過去5年間(平成16～20年度)に看護教員養成講習会を実施した22県からの自由記載(複数回答)をもとに作成

過去5年間(平成16～20年)に看護教員養成講習会を実施していない25県について

○看護教員養成講習会を実施していない理由

受講希望者が少ない	12県
実施委託先の確保が困難	8県
講師の確保が困難	1県
その他	4県

○教員確保に関する県の方針

有り : 11県

<主な方針>

県立の養成所については、教員確保に向け、看護教員養成講習会受講のための予算措置を行っている。

開催県への推薦を積極的に行っている。

看護教員養成所の看護教員確保と看護教員の充実を図るため、専任教員の資格要件である看護教員養成講習会を5年に1回開催している。(開催予定前年度に受講希望の意向調査を行っている。)

未受講教員のいる養成所に対しては、計画的な受講を指導し、厚生労働省看護研修研究センターや、他都道府県主催の看護教員養成講習会の情報提供し、受講を勧めている。

無し : 14県

各養成所に任せている